

「五榜の掲示を読む」解説

1、資料の概要について

相沢家 まさうじ もとは古河公方足利政氏(1462-1531)に仕え、政氏の久喜隠居にともなって久喜に移住したといわれる。江戸時代に入ってから代々名主を務め、文化年間(1804-1818)に8代太兵衛たへえが名字帯刀を許された。本資料の時期は11代忠右衛門ちゆうえもん(1833-1872)であり、忠右衛門は幕末期に家運を再興し、維新後には御用会所大惣代ごようかいしよだいなどを務め村政に活躍した。

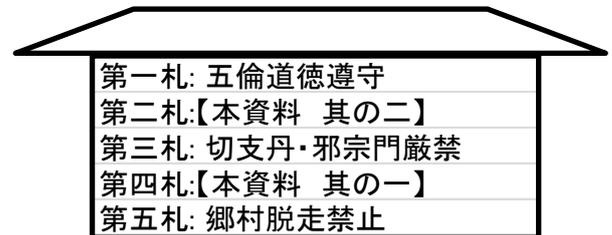
葛梅村 くずめ 相沢氏が居住した葛梅村は、埼玉郡東部で鷲宮村に隣接する地域である(現在の久喜市葛梅、東武伊勢崎線鷲宮駅西側)。寛永頃(1624-1645)には松平伊豆守信綱いずのかみのぶつなの領分であったが、その後天領を経て18世紀中ごろより黒田氏の領地となる。

相沢家文書 相沢家文書は埼玉県立文書館所蔵の慶安～大正に渡る2,500点あまりの文書群で、近世中期以降の村方文書が多く、とくに水利、治水に関するものに富む。

2、五榜の掲示について

五箇条の御誓文 慶応4年(1868)3月14日に出された五箇条の御誓文は、即位した明治天皇が神明に誓う形式で表明した施政方針であり、公卿や大名へ通達されるのみであった。

五榜の掲示 五箇条の御誓文の翌日慶応4年3月15日太政官布告第158号「諸国旧来ノ高札ヲ除却シ定三札覺二札ヲ掲示ス」により定められた五榜の掲示は、全ての国民を対象とし、全国各地の高札場で旧幕府の高札を廃して掲示され、衆知徹底するものとされた。



3、資料の読解について

【其の一】 語句解説

覚 覚書。時限的掲示の場合に用いる。

太政官 せいたいしよ 慶応4年間4月21日政体書により設置された中央官庁。議政官ぎせいかん(行政)、立法官、司法官の総称であり、太政官という名の官庁が存在したわけではない。なお、明治2年には官制改革により神祇官の下に太政官が設置される。

條理 物事の筋道、道理。文中では方針などの意。

万国の公法 国際法。漢訳書『万国公法』による。国際社会が順守する法であり世界中の国家の平等を理念としていたため、幕末維新期の国家構想に大きな影響を与えた考え方。

叢旨 天皇の言葉、考え。 **悖り** もとる。背く、反する。

士列 武士階級。藩士兵卒のうち上士(1000石以上)、中士(100石以上)を指すとも。なお、「士族」は版籍奉還後の明治2年6月25日に定められるものである。

士籍 武士の身分。 **典刑** 範。ただし、文中では刑罰などの意。

意識

この度の王政御一新につき朝廷の方針に沿って外国と交際の事を仰せになり、諸事朝廷みずから取りかかり、国際法にしたがって条約を履行することについては、全国の人民も天皇のお考えを理解して心得違いのないよう仰せになった。今後はみだりに外国人を殺害もしくは不心得の所業などをした者は、朝命に背いて国難を醸成するだけでなく、一度交際を結んだ外国に対して日本の威信が立たなくなることは不届至極であるため、その罪の軽重に随って武士といえどもその身分を剥奪し、相応の刑罰に処するので、おのおの朝命をいただき、みだりに暴行の所業をしないよう仰せになった。

【其の二】 語句解説

定 定書。幕府や諸藩の法令を掲示したもの。永年掲示。

徒 党 企てを持って集まった集団。

強 訴 農民が徒党を組んで領主や幕府に訴えること。百姓一揆。従来は代表者のみが要求の交渉おっそをする越訴が行なわれていたが、17世紀後半より違法な直訴として行なわれた。

逃 散 田畑耕作を放棄して山林へ逃れ生産活動を減退させる闘争、抵抗行為。

意識

どんなことでもよくない事を大勢で申し合せることを徒党と言い、徒党して強引に願い事を企てることを強訴と言い、あるいは申し合わせて町村を立ち退くことを逃散という。これらは堅くご法度である。もし右のようなことがあれば早々近くの役所へ申し出るように。その場合は褒美を出す。

4、まとめ

- ・幕府の法令伝達制度である高札制度の踏襲
京都新政府→藩主（慶応4年6月以降は知県事）→各高札場
⇒諸家に写しが残る＝衆知に成功
- ・旧幕府の高札の撤去⇒新政府の支配・権威を認識させる機能
- ・高札の撤去を実施する藩の恭順の意思確認、公表
- ・第一札～第三札：江戸幕府の地域支配政策の踏襲 永年掲示 「定」
- ・第四札～第五札：幕末の社会状況を反映した時限的法令 「覚」
- ・新政府が地域の人々に求めたのは、江戸時代と変わらぬ生活をする事
⇒明治に変わったからと言ってすぐに生活が大きく変化するのではない
江戸時代の延長線上で、何が変化し、失われ、新しく定着するのかを考えながら幕末維新期の文書を読むとおもしろい！